

とっとり県民の日

(使用料等の特例)

第4条 とっとり県民の日には、県が設置した公の施設の使用料又は利用に係る料金で規則で定めるものについては、当該使用料又は利用に係る料金に関する条例の規定にかかわらず、これを徴収しない。9月の第2土曜日及びその翌日における当該使用料又は利用に係る料金についても、同様とする。 (とっとり県民の日条例による)

9月12日から9月14日まで

ただし、体育館・会議室の利用では県民の日の趣旨に当てはまらないものは適用外とする。
詳しくは県のホームページ“とりネット”をご覧ください。

とっとり県民の日

「とっとり県民の日」は、現在の鳥取県が誕生した1881(明治14)年9月12日にちなんで平成10年に制定されました。

この日を中心に、県民の皆さんがふるさとについての理解と関心を深めるとともに、ふるさを愛する心を育てる行事が県内各地で開催されます。この機会に一人一人がふるさとを見つめ直してみましよう。

とっとり県民の日とは?

1871(明治4)年	廃藩置県
1876(明治9)年	鳥根県に併合
1881(明治14)年 9月12日	鳥取県として分立、再置される